

只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児（以下「障がい者等」という。）の介護を行う者（以下「保護者」という。）の日中活動その他の理由により、当該障がい者等が自宅において介護を受けることができず短期的な施設入所サービス（以下「短期入所サービス」という。）を必要とする場合等に、当該障がい者等が短期的に入所可能施設（以下「実施施設」という。）に入所し、もって、これら在宅の障がい者等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、只見町とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、只見町に住所を有し、満15歳以上65歳未満で、かつ、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定を受けていない者の中で身体障害者手帳又は療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持している在宅の障がい者等で支援が必要と只見町長（以下「町長」という。）が認めた者とする。

(実施施設等)

第4条 この事業の実施施設は、障がい者等の心身その他の状況及びそのおかれている環境に応じて適切に短期入所サービスを提供することができるとあらかじめ町長と委託契約した施設とする。

2 この事業は前項に掲げる施設が介護保険法に定める短期入所サービスのために整備した空床等を利用し実施する。

(入所の要件)

第5条 保護者が、社会的理由又は私的理由により、障がい者等を介護できないため、前条第1項に掲げる実施施設に短期的に入所する必要があると町長が認めた者とする。

(利用者登録)

第6条 障がい者等が、実施施設にて新規で短期入所サービスを利用する場合、障がい者等又はその保護者が只見町障がい者等短期入所サービス利用者登録申請書（第1号様式）及び只見町障がい者等短期入所サービス利用者状況報告書（第2号様式）に所要事項を記載し、当該障がい者等の診断書又はそれに代わる書類（以下「診断書等」という。）を添付して町長に提出するものと

する。

- 2 町長は、前項に定める書類を受理したときは、只見町障がい者等短期入所サービス受入可否審査依頼書（第3号様式）により実施施設での短期入所サービス提供の可否について、実施施設の施設長（以下「実施施設長」という。）に審査依頼するものとする。
- 3 実施施設長は、前項に定める審査依頼を受けたときは、実施施設で定める説明、審査、契約等を行い、その結果を町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、前項に定める報告を受けたときは、実施施設での利用の可否を判断し、只見町障がい者等短期入所サービス受入可否決定通知書（第4号様式）により障がい者等又はその保護者に通知し、只見町障がい者等短期入所サービス利用可否登録者台帳（第5号様式）に登録するものとする。

（利用申請）

第7条 障がい者等短期入所サービスの利用については、只見町障がい者等短期入所サービス利用申請書（第6号様式）により当該障がい者等又はその保護者が行うものとする。また、直近の心身の状態を確認するため只見町障がい者等短期入所サービス利用者状況報告書（第2号様式）に必要事項を記入し添付しなければならない。

（短期入所サービス利用の決定等）

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、実施施設長との連携の基、速やかにサービス提供の可否を決定し、只見町障がい者等短期入所サービス利用決定通知書（第7号様式）により障がい者等又は保護者に通知するとともに、只見町障がい者等短期入所サービス利用依頼書（第8号様式）に診断書等の写し及び保護者が作成した只見町障がい者等短期入所サービス利用者状況調書の写しを添付して実施施設長に依頼するものとする。

（利用決定の変更）

第9条 障がい者等又はその保護者の都合により、短期入所サービスの利用決定後に変更が生じた場合は、障がい者等又はその保護者は、只見町障がい者等短期入所サービス利用変更申請書（第9号様式）により町長に申請するものとする。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに実施施設長へその旨を報告しなければならない。
- 3 町長は、実施施設長の下承の基、利用の変更を承認し只見町障がい者等短期入所サービス利用変更承認書（第10号様式）を当該障がい者等又はその保護者に通知するものとする。

（利用決定及び利用者登録からの削除）

第10条 短期入所サービスの利用が可能と判断された障がい者等又は短期入所サービスの利用が決定している障がい者等において、心身の状況に大きな変化又は第3条に定める対象者の条件に合わない状況になった場合若しくは実施施設での受入が困難と判断された場合は、当該障がい者等又はその保護者の了承の基、只見町障がい者等短期入所サービス利用可否登録者台帳（第5号様式）から削除することができるものとし、その旨を只見町障がい者等短期入所サービス利用登録抹消決定通知書（第11号様式）にて障がい者等又はその保護者及び実施施設長に通知するものとする。

（費用）

第11条 町長は、実施施設に短期入所した障がい者等の短期入所サービスに要する経費を支弁するものとする。

（1） 利用者の負担

ア 利用者は、短期入所サービスにかかる、短期入所サービスを提供するに必要な報酬の1割（端数切捨て）並びに食費及び居住費の全額を負担するものとし、その費用は只見町に納めるものとする。

2 前項に定める経費の単価は、別に定めるものとする。

3 実施施設長は、当月に障がい者短期入所サービスを利用した実績がある場合は、任意の請求様式により、町長に請求するものとする。

4 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、これを審査し速やかに当該実施施設長に支払うものとする。

（台帳等）

第12条 町長は障がい者等が利用した実績を只見町障がい者等短期入所サービス利用者台帳（第12号様式）に記録し、5年間保管するものとする。

（関係機関との連携）

第13条 町長は、実施施設長との連携を密にするとともに、医療機関等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要に応じ町長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

（只見町在宅重度身体障害者短期入所事業実施要綱の廃止）

- 2 只見町在宅重度身体障害者短期入所事業実施要綱（平成11年只見町訓令第2号）は廃止する。

年 月 日

只見町障がい者等短期入所サービス利用者登録申請書

只見町長

申請者 住 所 只見町大字
申請者 氏 名
サービス利用者との続柄

只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱に基づき、下記のとおり申請します。
なお、サービス提供に必要な書類又は情報について、只見町から只見町と契約を締結した短期入所サービス実施施設（只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱第 4 条関係）への提供について同意します。

記

サービス利用者	ふ り が な			生年月日	年 月 日	
	氏 名					
	居 住 地	只見町大字		電話番号		
身体障害者手帳番号			療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	
障 が い 名				等級又は程度		
保 護 者 名						
保 護 者 住 所		〒				
保 護 者 連 絡 先 電 話 番 号						
介護保険法に定める 要介護認定の有無		有 ・ 無				

第2号様式（第6条、第7条関係）

年 月 日

只見町障がい者等短期入所サービス利用者状況報告書

只見町長

サービス利用者又は保護者 氏 名

㊦

下記により障がい者等短期入所サービス利用者の心身の状況を報告します。
報告区分

- 1 新規利用者（全項目を記載）
- 2 前回の短期入所サービス利用時と心身の状況に変更なし（太枠のみ記載 診断書の添付無し）
- 3 前回の短期入所サービス利用時と心身の状況は下記の項目に変更あり（変更分のみ記載 状態によっては診断書の添付が必要）

氏名			年 月 日		手帳の 種 類	
住所			男・女	障がい名		
身体 の 状 況	アイ ウ エ オ	視力 聴力 言葉 褥瘡 おむつ使用	1 普通 1 普通 1 普通 1 無し 1 無し	2 弱視 2 やや難 2 少し不自由 2 有（程度 2 有（昼夜、夜のみ）	3 全盲 3 難聴 3 不自由)	
日動 作 常 の 生 状 況 活 況	アイ ウ エ オ	歩行 排泄 食事 入浴 着脱衣	1 自分で可 1 〃 1 〃 1 〃 1 〃	2 一部介助 2 〃 2 〃 2 〃 2 〃	3 全部介助 3 〃 3 〃 3 〃 3 〃	
健 康 状 況	病 歴					
	症 状					
	服薬して いる 薬					
性 格	ア オ キ	朗らか 自分のことを気にしやすい 好き嫌が多い	イ 親しみやすい カ 人にとけこめない ク わがまま	ウ 几帳面 ケ 頑固	エ こり性 コ 短気	サ 無口
精 神 状 況	アイ 異常	(ア) 認知証 (イ) その他	アイ 記憶障害 失見当	A 重度 A 重度	B 中度 B 中度	C 軽度 C 軽度
問 題 行 動	アイ ウ エ オ カ キ	攻撃的行為 自傷行為 火の扱い 徘徊 不穏興奮 不潔行為 失 禁	1 重度 1 〃 1 〃 1 〃 1 〃 1 〃	2 中度 2 〃 2 〃 2 〃 2 〃 2 〃	3 軽度 3 〃 3 〃 3 〃 3 〃 3 〃	

注意 1 2回目以降の利用の際については、心身の状況に変更がなければ添付の必要はありません。
2 健康状態の欄は詳細に記載してください。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

只見町障がい者等短期入所サービス受入可否審査依頼書

様

只見町長 印

下記の者より、貴施設にて新規で短期入所サービスを利用したい旨、申請がありました。それに伴い、貴施設での受入の可否について審査をお願いしたくご依頼申し上げます。なお、審査後はその審査結果について、ご連絡ください。

記

サービス利用者	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	氏名					
	居住地	只見町大字		電話番号		
身体障害者手帳番号			療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	
障がい名				等級又は程度		
保護者名						
保護者住所		〒				
保護者連絡先電話番号						
介護保険法に定める要介護認定の有無		有 無				

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

只見町障がい者等短期入所サービス受入可否決定通知書
様

只見町長 印

（施設名）での短期入所サービスの利用について、申請があり当方及び実施施設長と協議したところ下記のとおりに決定しましたので、通知いたします。

記

受入の可否				受給者番号		
サービス利用者	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	氏名					
	住所	只見町大字		電話番号		
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号		
障がい名			等級又は程度			
保護者名						
保護者住所	〒					
保護者連絡先電話番号						
否の理由						

なお、本件については、只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱第6条に基づく、障がい者等短期入所サービス利用者台帳に登録します。

今後、実際にサービスを利用される際には、別途利用申込みが必要となりますので混同されませんようお願い申し上げます。

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注意 不要な文字は抹消すること。

第5号様式（第6条、第10条関係）

只見町障がい者等短期入所サービス利用可否登録者台帳

連番	受給 決定 番号	サービ ス 利用 者 名	性別	生年月日	住 所	保護者氏名	保護者住所	続柄	緊 急 連絡先	利用の 可 否	決 定 年 月 日	備 考

第6号様式（第7条関係）

只見町障がい者等短期入所サービス利用申請書

年 月 日

只見町長

(サービス利用者又は保護者)

申請者 住 所

氏 名

印

サービス利用者との続柄

下記の事由により、只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱に基づく短期入所サービスを受けたいので申請します。

障がい者氏名		生年月日	年 月 日
		年 齢	(歳)
サービス受給の理由等	サービス受給の理由		
	希望する入所期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間		
入所中の連絡先	住 所 氏 名 電話		
送迎サービス利用の確認	・ 往復について利用する ・ 迎えについてのみ利用する ・ 送りについてのみ利用する ・ 利用しない		
備 考			

注 サービス利用者の心身の状態を確認するため、只見町障がい者等短期入所サービス利用者状況報告書（第2号様式）を添付してください。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

様

只見町長

印

只見町障がい者等短期入所サービス利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった下記の者についての短期入所サービスは、只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱に基づき、下記のとおり短期入所サービスの提供を決定したので通知します。

なお、定められた日に施設に入所できるよう準備願います。

受給者番号	第 号		
入所者氏名		住 所	
施 設 名		所在地	
サ ー ビ ス 提 供 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
送迎サ ビスについて			
負 担 す る 費 用	円	内訳	円 円 円
備 考	1 入所期間を変更する場合等については、速やかに利用変更申請書（第9号様式）を作成してください。 2 施設へ入所するときは、実施施設長の指示に従って下さい。		

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

只見町長



只見町障がい者等短期入所サービス利用依頼書

只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱等に基づき、下記の者の短期入所サービスの提供を依頼します。

サ リ ー 用 ビ ス 者	住 所		生 年	年 月 日 (歳)
	氏 名		月 日 (年齢)	
保 護 者	住 所	電 話		
	氏 名	入所者との続柄		
連 絡 先	住 所	電 話		
	氏 名	入所者との続柄		
入 所 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間		
送迎サービスの利用について				
備 考				

- 添付書類 ① 診断書等の写し
② 障がい者等短期入所サービス利用者状況報告書

第9号様式（第9条関係）

只見町障がい者等短期入所サービス利用変更申請書

年 月 日

只見町長

(サービス利用者又は保護者)
申請者 住 所
氏 名 ⑤
サービス利用者との続柄

下記の事由により、只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱に基づく短期入所サービスを受けるに以前申請した情報に変更がありますので再度申請します。

障がい者氏名		生年月日	年 月 日
		年 齢	(歳)
変 更 す る 項 目 と 内 容	変 更 項 目	変更希望する情報	
	住 所		
	利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	送 迎 内 容		
	入 所 中 の 連 絡 先		
変 更 理 由			
備 考			

第10号様式（第9条関係）

只見町障がい者等短期入所サービス利用変更承認書

年 月 日

只見町長

（サービス利用者又は保護者）

申請者 住 所

氏 名 ㊟

サービス利用者との続柄

下記の事由により、只見町在宅障がい者等短期入所サービス実施要綱に基づく短期入所サービスを受けるに変更申請された内容について、下記のとおり承認します。

障がい者氏名		生年月日 年 月 日	年 月 日 (歳)
変 更 す る 項 目 と 内 容	変 更 項 目	変更希望する情報	
	住 所		
	利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	送 迎 内 容		
	入 所 中 の 連 絡 先		
変 更 理 由			
備 考			

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

只見町障がい者等短期入所サービス利用登録抹消決定
通知書

様

只見町長

印

（施設名）での短期入所サービスの利用者として、只見町障がい者等短期入所サービス利用可否登録者台帳に登録しておりましたが、下記の理由により登録を抹消し、対象者から外させていただきます。

記

受 給 者 番 号				
サ ー ビ ス 利 用 者	ふ り が な		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	只見町大字		
理 由				

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第12号様式（第12条関係）

只見町障がい者等短期入所サービス利用者台帳

年度

連番	受給 決定 番号	入所者名	性別	年 齢	住 所	保護者 氏 名	続 柄	緊 急 連絡先	入所施設	短期 入所 利用 日数	送迎サー ビス利用 回数（片道 単位）	受 入 開始日	受 入 終了日	利用 者負 担額	実施施 設への 支払額